

VII 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3④八の二、68の68④）	○ 適用除外措置について、国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められている特定事業又はその特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものが追加されました。	本制度は、平10.1.1から平29.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措規14⑤四の九、22の2④一、福島復興特措法32、改正措規附則1九、9①、改正福島復興特措法附則1）	○ 福島復興特措法の改正に伴い、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例制度等に係る簡易証明制度の対象に、都市計画が定められている一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地でその事業の用に供されるもの等が追加されました。	改正福島復興特措法の施行の日（平27.5.7）以後に行う資産の譲渡について適用されます。
(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65⑩⑪、68の72⑩⑪、措令39の2⑫～⑮、39の100⑦～⑩、改正法附則82①、93①）	○ 完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産について、その譲渡の後に土地区画整理事業の換地処分及び第一種市街地再開発事業の権利変換等があったことによりこの制度の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこと等とされました。	平27.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(4) 収用換地等の場合の所得の特別控除（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令63の3、63の4、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令附則1、3）	○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の買取協議に基づき土地を譲渡した場合の5,000万円特別控除について、同法に基づき指定された特定駐留軍用地跡地が買取協議の対象に追加されました。	平27.4.1以後に行う特定駐留軍用地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①三、68の75①）	○ 一団の宅地の造成に関する事業に係る土地等の譲渡について、適用期限が平成29年12月31日まで3年延長されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (措法65の7①表九、68の78①表九、措令39の7⑦、39の106③、改正法附則82②、93②、改正措令附則34、43)</p> <p>(措法65の7⑭、65の8⑱、68の78⑭、68の79⑲、改正法附則1十一、82③、93③)</p> <p>(措法65の7①、65の8①、65の9①、68の78①、68の79①、68の80①)</p>	<p>○ 長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置又は一定の車両及び運搬具への買換えに係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 買換資産から機械及び装置並びにコンテナ用の貨車が除外されました。</p> <p>ロ 譲渡資産が地域再生法の集中地域以外の地域内にあり、買換資産が次の地域内にある場合の圧縮限度額は、それぞれ次の割合に引き下げられました。</p> <p>(イ) 地域再生法第17条の2第1項第1号に規定する一定の地域 70%</p> <p>(ロ) 集中地域 ((イ)の地域を除きます。) 75%</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年3月延長されました。</p>	<p>平27.1.1以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用され、同日前に資産の譲渡をして同日前に取得をした資産又は同日以後に取得をする資産及び同日以後に資産の譲渡をして同日前に取得をした資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>改正地域再生法(平27.5.8現在審議中)の施行の日以後に資産の譲渡をして、同日以後に取得をする資産について適用されます。</p> <p>—</p>